

# シングルマザー支援の取り組み

NPOしんぐるまざあず・

ふおーらむ・関西

## 連絡先

……………聞きたいことがあるときは連絡してください……………  
東京 tel・fax 03-3364-3431  
第1月曜日 6時半から8時半 第3月曜日 6時半から8時半  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-13-12 伊豆栄ビル2F  
関西 tel・fax 06-6968-3209  
〒536-0023 大阪市城東区東中浜2-10-13 緑橋グリーンハイイツIFアド企画内  
第2木曜日 6時半から9時 第4木曜日 6時半から9時  
……………しんぐるまざあず・ふおーらむのサイトへどうぞ……………  
<http://www7.big.or.jp/~single-m/>  
会員用掲示板でみんなでコミュニケーションしています。  
会員専用Eメール相談窓口 Email:single-m@big.or.jp



## ＜しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西とは＞

私たちは、母子家庭の当事者団体です。活動を始めた1984年は、収入の少ない母子家庭にとって命綱といふべき児童扶養手当が大幅に削減された年で、全国のシングルマザーが集まり反対運動を展開し、一定の成果を上げることができました。しかし手当の削減は止まず、根強く残る差別や偏見の中で、母子家庭当事者はますます社会的に生きづらい状況にあります。

私たちは、そういった母子家庭の状況に適切に対処するため、東京、福岡の当事者団体と共に、2002年10月に、全国組織としてNPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむを設立しました。現在はその関西事務所としての役割も担い、シングルマザーへの情報・交流の場の提供、ニュースレターの発行、相談窓口の設置、関係機関への提言、調査等の活動を行っています。

## ＜相談から見えてくるもの＞

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に窓口で現況届けを行わなければなりません。特に2002年は、制度の根本的な改定もあって、窓口の混雑が予想されました。しかし、行政の相談窓口の多くは平日の昼間だけで、また、そういった窓口は敷居が高く、受給者にとって気軽に相談できる場所ではありません。そこで私たちは、この年から毎年8月の土日に、電話相談窓口（ホットライン）を設置してきました。最初の年は、受給額の確認や削減

への不安、養育費算入に伴うプライバシー侵害への怒りなど、全国から172件に上る相談がありました。頑張って収入を増やしたとたん、手当を削減されたという訴え、嫌な思いをしながら取ったわずかな養育費を所得に算入されることへの怒りなど、どれも深刻なものでした。昨年の電話相談でも、非婚母子家庭全てに民生委員の証明を取らせようとした自治体など、人権意識に欠く対応が目立ちました。

日常の相談でも手当に関するものが多く、困窮する母子家庭にとって、この制度がなくてはならないものであることを示しています。また、DVを含め離婚にまつわる相談も増加していますが、手当の削減以来、離婚したくてもできないという状況も見えてきました。その他、年末年始や子どもが病気の時の保育の相談も多く、制度



が不備な中、子育てと仕事の両立に悩む母子家庭の姿が浮き彫りにされています。

## ＜自立・就労支援＞

厚労省は今回の手当削減の見返りに就労支援を充実させると明言していますが、その策が単に「就労させること」にある限り、実効ある施策は期待できません。私たちの調査では、シングルマザーの90%近くが既に就労しているのに、一般家庭の3分の1の収入しかなく、また、子育てとの両立をはかるために時間の融通は利くが不安定なパートを選ぶ人も多いということが明らかにな

っていて、望まれる就労支援が収入の底上げであり子育て支援であることを示しています。

昨今、福祉の現場では、自立や自助努力が叫ばれていますが、私たちは真の自立には、さまざまな社会資源を有効に使うことも含まれていると考えています。そのためにも情報保障と使いやすい制度の充実が不可欠です。

私たちは、こういったことを踏まえて、私たち自身でも、子育てと両立できる就労支援、当事者がエンパワーできる自立支援に取り組もうと考えました。幸い、昨年

度大阪府の福祉コミュニティビジネスに選定され、その支援を受けることができ、現在、自宅パソコンを使っている点訳事業と、サポーター事業—シングルマザーにとって必要な専門知識を学んだ当事者を、さまざまな場所に派遣する—を展開しています。関心を持つシングルマザーは多く、受注の増加が課題となっていて、こういった点でも今後行政とのタイアップをはかっていければと考えています。



## 児童扶養手当制度改正の概要

	児童扶養手当政令改正前(2002(平成14)年7月以前)	現行制度概要(2002(平成16)年4月～)	主な改正内容(改正時期)
手 当 月 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当月額</li> <li>①全部支給 42,370円</li> <li>②一部支給 28,350円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当月額</li> <li>①全部支給 41,880円</li> <li>②一部支給 41,870円～9,880円</li> <li>所得に応じて10円刻みの額</li> <li>●支給制限</li> <li>手当支給開始月から5年または支給事由発生から7年経過後手当額減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当月額(2002(平成14)年8月)</li> <li>・2段階制→10円刻みの多段階制</li> <li>●所得制限額の見直し(2002(平成14)年8月)</li> <li>・全部支給の所得制限限度額引下げ</li> <li>・一部支給の所得制限限度額引上げ</li> <li>●支給制限(2003(平成15)年4月)</li> <li>→減額率等については、今後政令で定める(既に受給中の場合は、2003(平成15)年4月1日を起算点とする)</li> </ul>
所 得 の 範 囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寡婦控除、特別障害者控除等</li> <li>●養育費の所得不算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別障害者控除等</li> <li>●養育費の所得算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母による受給の場合は寡婦控除、特別寡婦控除廃止(2002(平成14)年8月)</li> <li>●母が受領する養育費の8割を所得算入(2002(平成14)年8月)</li> <li>●子が受領する養育費の8割を母の所得に算入(2003(平成15)年4月)</li> </ul>
物 価 ス ラ イ ド	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1990(平成2)年から自動物価スライド制導入</li> <li>但し、1999(平成11)年から4年連続手当額凍結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2003(平成15)年10月から物価スライドの特別措置(激変緩和)適用</li> </ul>	
認 定 請 求 期 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当の支給要件発生の日から5年経過後手当認定請求ができない(5年時効)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年時効撤廃</li> <li>ただし、2003(平成15)年3月31日以前に既に時効が成立している場合新たに支給要件を満たす事由がない限り認定請求できない(2003(平成15)年4月)</li> </ul>
手 当 支 給 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●扶養する児童が、18歳到達以後、最初の3月31日まで</li> </ul>	同 左	—